

東吉野村事業者支援金 実施要領

目的
奈良県から施設の使用制限等の要請を受けて、施設の休止や営業時間の短縮等協力した東吉野村内事業者や新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受け、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第4号、同法第2条第5項第5号又は同法第2条第6項に規定する保証制度の認定申請を本村に行い、当該認定による融資を受けた村内事業者や国の持続化給付金等の給付決定を受けた村内事業者に対して、事業の継続の支援を目的とする。
給付金額
下記の内いずれかに該当する事業者 1事業者につき10万円 (ただし、申請できる回数は、1回までとする。)
対象事業者
①中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けた中小企業 (セーフティネット4号認定事業者) ②中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けた中小企業 (セーフティネット5号認定事業者) ③中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定を受けた中小企業 (大規模経済危機等対策資金認定事業者) ④奈良県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付を受けた事業者 ⑤持続化給付金の給付を受けた事業者 ⑥小規模事業者持続化補助金(コロナ特別対応型)の交付を受けた事業者 ⑦新型コロナウイルス感染症の影響により雇用調整助成金の支給を受けた事業者 ⑧その他村長が必要と認める支援を受けた事業者
提出書類
①東吉野村事業者支援金交付申請書兼誓約書(様式第1号) ②新型コロナウイルス感染症による影響に対する支援を受けたことがわかる書類(写し) ③代表者の本人確認書類(運転免許証、パスポート等)(写し) ④東吉野村事業者支援金口座振込申請書(様式第2号) ※通帳等の写しを必ず添付
申請について
【申請受付期間】 令和2年7月21日から令和3年3月31日まで 【提出方法】 郵送または持参 <提出先> 〒633-2492 奈良県吉野郡東吉野村大字小川99番地 東吉野村役場 地域振興課 まで <郵送される場合> 提出期限 令和3年3月31日 必着 <持参される場合> 平日 午前8時30分から午後5時00分まで ※申請書類を受理した後、その内容が適当と認められるときは、交付決定通知書を発送し、その後支援金を交付します。

◇必要書類一覧

		確認欄	添付書類名
(1)			東吉野村事業者支援金交付申請書兼誓約書（様式第1号）
(2) 右記の内 いずれか	(ア)		金融機関から融資を受けたことがわかる書類（金銭消費貸借契約書など）（写し）
	(イ)		奈良県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付決定通知書（写し）
	(ウ)		持続化給付金の給付通知書（写し）
	(エ)		持続化補助金の交付決定通知書（写し）
	(オ)		雇用調整助成金の支給決定通知書（写し）
	(カ)		その他村長が認める支援を受けたことがわかる書類（写しでも可）
(3)			代表者の本人確認書類（写しで可）
(4)			東吉野村事業者支援金口座振込申請書（様式第2号） ・振込先口座と口座名義がわかる通帳等の写し（1ページ目の見開き部分）を必ず添付してください。